

茨城県森林整備関係事業費補助金交付要項

(趣旨)

第1条 県は、林業経営の効率化及び森林の経営管理の適正化の一体的な促進を図り、もって林業の持続的発展及び森林の有する多面的機能の発揮に資するため、森林整備事業を行う者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(補助金対象事業等)

第2条 補助対象事業、補助対象経費、事業主体及び補助率等は別表のとおりとする。

(補助金の交付申請等)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）を別に定める期日を期限とし補助対象事業終了後速やかに、所管する農林事務所長（以下「所長」という。）に提出しなければならない。

なお、県単造林事業の申請は、電子申請・届出システムにより行うことができるものとする。

2 前項の申請にあたっては、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金にかかる消費税等仕入控除税額が明らかでない場合はこの限りでない。

3 事業主体は、補助金の交付申請及び受領に関する事務を第三者に委任することができる。委任を受けた者（以下「代理申請者」という。）が第1項の申請（以下「代理申請」という。）をしようとするときは、補助金交付申請書に当該事務にかかる委任状を添付するものとする。

(補助金の交付決定の通知等)

第4条 所長は、前条第1項に規定する補助金交付申請書を受領したときは、別に定める規定に基づき検査を行い、適当と認めるときは、補助金の交付決定及び補助金の額の確定を行い、補助金交付決定及び補助金額確定通知書（様式第2号）により事業主体又は代理申請者に通知するものとする。

2 前条第3項による代理申請の場合は、代理申請者は事業主体に対し、代理受領した補助金を速やかに交付するものとする。

(申請の取下げ期間)

第5条 規則第8条第1項による申請の取下げ期間は、前条の補助金交付決定通知書の送付を受けた日から14日以内とする。

(交付決定の取り消し等)

第6条 所長は、事業主体又は代理申請者が、補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算して5年以内（協定等に基づき一定期間の皆伐等が禁止されている場合はその期間内）に当該補助事業の施行地を森林以外の用途に転用（施行地を売り渡しもしくは譲渡し又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む）する場合、もしくは当該補助事業の施行地上の立木竹の全面伐採除去を行う場合、又は補助金の交付にあたって付した条件を遵守しない場合、その他補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合は、事業主体又は代理申請者に対し、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部もしくは一部の返還を命ずることができるものとする。

(証拠書類の保存)

第7条 事業主体又は代理申請者は、補助を受けた事業にかかる書類、帳簿その他証拠書類を整理し、当該事業完了年度の翌年度の初日から起算して5年間（協定等に基づき一定期間の皆伐等が禁止されている場合はその期間）保存しなければならない。ただし、消費税法第58条の規定による帳簿の保存は、同法施行令（昭和63年政令第360号）第71条に規定する期間とする。

(その他)

第8条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

付 則

- 1 この要項は、平成30年6月25日から施行し、平成30年度事業から適用する。
- 2 平成30年度事業のうち、本要項の施行の際現に実施しているものは、本要項に基づき実施しているものとみなす。
- 3 この要項は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度事業（平成30年度繰越事業を含む）から適用する。
- 4 この要項は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度事業（令和元年度繰越事業を含む）から適用する。
- 5 この要項は、令和2年12月4日から施行し、令和2年度事業（令和元年度繰越事業を含む）から適用する。
- 6 この要項は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度事業（令和2年度繰越事業を含む）から適用する。
- 7 この要項は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度事業（令和3年度繰越事業を含む）から適用する。
- 8 この要項は、令和5年4月11日から施行し、令和5年度事業（令和4年度繰越事業を含む）から適用する。

別表

事業区分	事業内容及び補助対象経費	事業主体	補助率
<p>1 国補造林事業</p>	<p>(1) 森林環境保全直接支援事業</p> <p>利用期を迎えつつある森林資源を活用し持続的な森林経営を実現するために行う以下の事業に要する経費</p> <p>ア 人工造林 イ 樹下植栽等 ウ 下刈り エ 枝打ち オ 除伐 カ 保育間伐 キ 間伐 ク 更新伐 ケ 森林作業道整備 コ 花粉発生源植替え</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・森林経営計画の認定を受けた者（以下「森林経営計画策定者」という。） ・市町村 ・森林所有者 ・森林組合等（森林組合、生産森林組合、森林組合連合会をいう。以下同じ。） ・森林整備法人等 ・特定間伐等の実施主体に位置づけられた者 ・森林経営管理法（平成30年法律第35号）第36条第2項の規定により都道府県が公表した民間事業者 	<p>4/10</p> <p>※補助金額は、標準的な事業費に査定係数の1/100と補助率を乗じて得た額とする</p>
	<p>(2) いばらきの森再生・国補再造林事業</p> <p>適切な森林整備と林業経営体の自立を促進することを目的として、(1)に準じて行う以下の事業に要する経費</p> <p>※ 森林所有者との間で長期間の森林経営受委託契約を締結するなど集約化して実施するものに限る</p> <p>ア 再造林 (ア) スギ・ヒノキ普通苗 (イ) スギ・ヒノキコンテナ苗 イ 再造林(花粉発生源植替え) ウ 下刈り</p>	<p>1 (1)に準ずる。</p> <p>ただし、別に定める意欲と能力のある林業経営体の登録等に係る規程に規定する、森林経営の集約化に取り組む林業経営体（以下、「経営集約化に取り組む経営体」という。）に限る。</p>	<p>事業内容 ア(ア) 9/10</p> <p>上記以外の事業内容 10/10</p>
	<p>(3) いばらきの森再生・国補間伐事業</p> <p>適切な森林整備と林業経営体の自立を促進することを目的として、(1)に準じて行う以下の事業に要する経費</p> <p>※ 森林所有者との間で長期間の森林経営受委託契約を締結するなど集約化して実施するものに限る</p> <p>ア 保育間伐 イ 間伐</p>	<p>1 (1)に準ずる。</p> <p>ただし、経営集約化に取り組む経営体に限る。</p>	<p>10/10</p>

2 県単造林事業	(1) いばらきの森再生・ 県単事業	適切な森林整備と林業経営体の自立を促進することを目的として行う以下の事業に要する経費 ※ 森林所有者との間で長期間の森林経営受委託契約を締結するなど集約化して実施するものに限る ア 再造林 イ 下刈り ウ 保育間伐 エ 間伐	経営集約化に取り組む経営体	10/10
	(2) 県単作業道整備事業・ いばらきの森再生・	再造林及び間伐等の森林整備に必要な作業道の開設及び改良に要する経費	2(1)に準ずる	定額 (2,500円/m以内)
	(3) 県単造林事業	事業区分1及び2(1)の要件を満たさない森林整備に要する経費	・森林所有者 ・森林組合等 ・市町村	4/10

造林事業費補助金交付申請書

番 号
年 月 日

茨城県〇〇農林事務所長 殿

申請者 住 所
氏 名

別添のとおり〇〇年度造林事業（△△事業）を実施したので、茨城県森林整備関係事業費補助金交付要項第3条第1項の規定により補助金の交付を申請します。

補助金受領方法

- 1 隔地払
- 2 口座振込払

銀行名	銀行	支店
口座番号及び 口座名義		

- ※ 「△△事業」には、第2条別表の事業区分の細区分（「森林環境保全直接支援事業」、「いばらきの森再生・県単事業」等）を記載すること。
- ※ 別に規定する書類を添付すること。

殿

茨城県〇〇農林事務所長 印

〇〇年度造林事業費補助金交付決定及び補助金額確定通知書

年 月 日付け〇〇号で申請のあった〇〇年度造林事業費補助金については、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号）第5条及び第14条の規定により、下記のとおり交付することに決定し、補助金の額を確定したので通知します。

なお、内訳は別紙（箇所別明細書）のとおりです。

記

- 1 補助事業名 国補（県単）造林事業（ △△ 事業）
- 2 補助金の額 円
- 3 補助条件

※ 「△△事業」には、第2条別表の事業区分の細区分（「森林環境保全直接支援事業」、「いばらきの森再生・県単事業」等）を記載すること。

※ 「補助条件」には、茨城県森林整備関係事業実施要領に規定する補助金の交付に当たって付すべき条件等を記載すること。